

○愛知中部水道企業団最低制限価格取扱要領

平成27年6月1日

要領第7号

改正 平成30年4月1日要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知中部水道企業団財務規程（昭和50年規程第10号。以下「規程」という。）第90条の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領は、競争入札に付する建設工事のうち、最低制限価格を設けるものについて適用する。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、当該金額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

(1) 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額（円未満切捨て）

(3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額（円未満切捨て）

(4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額（円未満切捨て）

2 前項の規定における最低制限価格の設定のうち、機械設備工事及び電気工事等において、次のとおりとする。

項目	左記に含む費目
直接工事費の額	直接製作費 直接工事費
共通仮設費の額	共通仮設費
現場管理費の額	現場管理費 据付間接費

	設計技術費
一般管理費の額	一般管理費等

3 第1項の規定にかかわらず、企業長が特に必要と認める場合には、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で企業長が定める額を最低制限価格とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設けた場合は、入札公告又は指名通知書に最低制限価格を設けている旨を記載し、事前に入札参加者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年要領第1号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。